平成２１年（フ）第３１０号
東京都北区赤羽西６―38―２―101、住民票上の住所東京都台東区松が谷４丁目７―６―201
債務者　風間とも子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６号
山口県周南市新清光台１丁目６番８号
債務者　福山　直美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第７０９号
東京都西東京市緑町１丁目７番２号クレセントハイツ緑町101号
債務者　近岡　祥太
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７９号
熊本県葦北郡津奈木町大字岩城1799番地２
債務者　谷口ヤヨイ（旧姓森）
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第３５６号
青森市大字浪館字志田38番地17
債務者　鈴木　　実
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５７号
青森市大字浪館字志田38番地17
債務者　鈴木かがり
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６１４号
東京都小平市美園町３丁目９番19―102号
債務者　霜村　由美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１９２号
広島県福山市春日町浦上2206番地、旧住所広島県福山市蔵王町５丁目５番28号　トランキル羽原Ａ―101
債務者　藤井　弘美（旧姓屋地）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２２７号
広島県福山市南手城町３丁目８番21号葵アパート
債務者　森本　勝也
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４３１号
愛知県安城市弁天町４番53号　Ａ・Ｃｉｔｙ弁天町510
債務者　秋山　　望
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４７３号
愛知県知立市南新地３丁目７番地３　岡田マンションＡ101号
債務者　元山　　優
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４７４号
愛知県刈谷市中山町５丁目44番地１　ビラ三秀中山402号
債務者　田中　和則
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１２７１０号
東京都荒川区南千住５丁目21―３―502
債務者　新城ジーナこと　アラシロ　ジーナエスピリト
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７３１号
東京都練馬区旭町１丁目６―２―105
債務者　蛭川　忠治
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４２号
島根県邑智郡邑南町市木1986番地24
債務者　石橋　貴子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部